



写真 13 下層遺構
(木棺墓・土壤)



写真 14 木棺墓 1

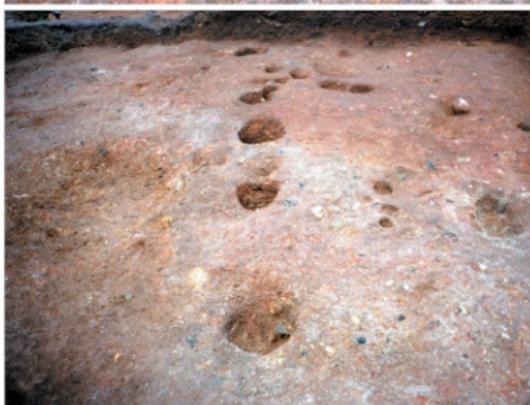


写真 15 棚 1

写真 16 土壌 4
土器出土状況



写真 17 出土遺物
(弥生土器)



写真 18 出土遺物
(須恵器・弥生土器・瓦・備前焼)



第Ⅲ部 資料紹介・研究ノート

津山城今昔⑨～お城山の草刈り～

行田裕美

1. はじめに

平成16年（2004）は、慶長9年（1604）に初代津山藩主森忠政が津山城の築城に着手してから400年目の節目の年になる。これを記念して津山市では、築城400年を記念した各種イベントが繰り広げられている。そうした中で、河辺町内会の有志から「お城山の草刈り話」が自然発生的に持ち上がった。というのも、江戸期の寛文4年（1664）から昭和に至るまで、河辺の農民は津山城の草刈りに携わってきたという歴史的経緯があったからである。そして、その草刈りを実際に身を持って体験された方が、幾人もおられることから、「お城山の草刈り話」が持ち上がったというのはむしろ当然の帰結といえるのかも知れない。

以下、これまで度々述べられているが、おさらいの意味で河辺村がなぜ津山城の草刈りをするようになったのかを概観することにする。

2. 河辺村の移転と津山城の草刈り

森氏二代藩主長継は平地にある農民の集落を丘陵地に移転させ、跡地を田畠にして農業生産の増加策を実行に移した。この施策は「百姓の山上がり」といわれ、承応元年（1652）から貞享2年（1685）までの34年間にわたって行われた。対象となったのは、現在の津山市と鏡野町の十数地域に及んでいる。中でも、最も大規模なものが寛文4年（1664）に実施された河辺村の場合である。この河辺村の移転について、『津山市史』は次のとおり記す。

「寛文四年に郡奉行川崎勘左衛門は、河辺の村落を東南の「しとど原」に移転し、屋敷あとを田地に開墾すべき旨を申し渡した。このしとど原は小高い野山で村の柴草採取場となっていた。ここに移転すれば日常の生活や耕作に不便なばかりでなく、柴草を肥料とした当時としては肥料にもこと欠くので、難儀を申し述べて嘆願したが用いられず、止むなく五七戸ごとごとく山上へ引き越した。これに対する特典として移転先の屋敷地は永代無年貢地とし、かつ村民には津山城郭内の柴草の刈り取りを許した。」

このようにして河辺の山上には、貫通する街道の両側に、大庄屋を中心に関連とした集落ができ、里人はこれを「上ノ町」と呼んだ。その東西の出入口には堅固な石積みの「桥形」を築いた。この後は、藩主参勤の往復にも、いつもこの山上の村で休憩をとるのが例となり、近村の間で道程を称するには、河辺「上ノ町」から何里何町と呼ぶようになつた。」（『東作誌』）

移転前の河辺村の集落があった場所は、「内屋敷」「古屋敷」などの地名から現在の津山松下電器（株）からかつての雪印乳業（株）津山工場にかけての一帯と考えられている。また、「宮の前」という地名も見られることから、集落内には神社も祀られていたこともわかる。この場所は、加茂川によって形成された肥沃で広大な土地であることから、藩が注目したのも当然といえよう。

このような集落の強制移転政策による代償である屋敷地の永代無年貢と津山城内の柴草刈りは、河辺村に与えられた特権であった。そしてこの特権は、森氏断絶後も松平氏に引き継がれ、終には昭和まで受け継がれてきたのである。

3. 文献に見られる津山城の草刈り

一般に、江戸期の津山城の草刈りは河辺村にだけ許された特権であると理解されているように思われるが、果たしてそうだったのだろうか。また、その作業実態とはどのようなものだったのだろうか。いくつかの文献資料から検討してみることにしたい。

①『勘定奉行日記』延享4年（1747）3月12日

「一御城内草刈冥加米俵差出来候逐年草減候ニ付上納米引與候御郡代所へ相顧候由相談有之候間評議之上半俵引壹俵半ニ致被遣候而可然段鉛木喜右衛門江申談候」

②『町奉行日記』宝曆6年（1756）5月朔日

「一御城内草刈通り札持拾枚中奥目付申へ相戻ス」

③『御作事日記』明和6年（1769）4月23日

（1）「一御城内并惣側草刈今日~~ヨ~~例格之通り刈取候ニ付申奥目付申~~ヨ~~御門鍵借り置候御手前刈場
處二丸井拾三番松之段先格之通道かけ申付沼村百姓刈取御門裏表共通行札十治郎印形札
十六枚今日相認渡ス尤冠木御門裏下御門預リ之物頭中通用事」

（2）「一惣側土手草刈者御郡代~~ヨ~~川辺村百姓相渡ル」

④『土居家文書』享和3年（1803）9月27日

「一御城内草刈場先年御引上ヶ之場所并冥加米相掛候訟川辺村庄屋~~ヨ~~書付取之今日九平治~~ヨ~~差上候
様申付候右控月紙袋ニ入置候」

⑤『土居家文書』文化11年（1814）8月4日

「一御城内御城草今日~~ヨ~~相始候右先年も御省略年田町御門~~ヨ~~宮川角外側から堀とも御取上ヶニ相成
冥加米壹俵半御引被下候旨御郡代所御日記ニ有之候旨喜九次罷帰申出当年も先年之通ニ罷成
候」

⑥『土居家文書』文化14年（1817）4月12日

「一御城内并外土手共草刈明日~~ヨ~~御同濟ニ相成候段届出ル当年御年限明キ御除場無之」

これらの資料は、いずれも松平氏時代になってからのものであり、森氏時代も同様の内容であったという確証はない。このことは踏まえておかなければならぬ。

まず、草刈りの場所であるが、城内は当然のこととして、③-（1）の資料では惣側、③-（2）の資料では惣側土手、⑥の資料では土手という場所が登場する。惣側が具体的にどの場所を指しているのかは不明であるが、土手があることから堀の内側の土塁部分と考えられる。

次に、城内の草刈りを許された村であるが、③-（1）の資料に沼村という記述が見られる。沼村の他にもあったかどうかは不明であるが、少なくとも松平時代はおいてはお城の草刈りは河辺村にだけ与えられた特権ではなかったことがわかる。

草刈りに参加した村人の人数であるが、②の資料では門の通行札20枚、③-（1）の資料では16枚とあることから、一度の草刈りでお城に入城できるのはせいぜい20人前後であったものと思われる。

草刈りの時期は日記の記録でわかるように、1回目が現在の6月後半、2回目が9月下旬から10月初頃である。そして、草刈りの見返りとして冥加米を上納させる仕組みになっているのである。この冥加米上納は村人にとって大変厳しい制度だったようで、①、⑤の資料に見られるように、引き下げの嘆願が行われている。

4. 昭和の草刈り

津山市河辺在住の中塚通孝さん（昭和8年生まれ）は当時の草刈りの様子について次のように話す。「戦後の昭和21年から昭和33年頃まで毎年行ったように思う。朝4時に起床して4時30分に家を出発する。家から約1時間程かかったので、お城に着くのは5時30分頃だったと思う。着くと早速草刈りを始めたが、まだ薄暗かった。草は東にして石垣の上から下に投げた。それをさすで担いで運んだ。大体9時頃まで刈って草を大八車に積んで家に着くのが11時頃だった。

草刈りに行く人は、牛を倒っている人達だった。1週間に2回ぐらい行ったと思う。草刈りの時期は、7月初めから9月中旬までだった。10月15日が村まつりだったので、その頃までには済まそうという暗黙の了解があった。

当時、お城の草刈りを行っていたのは河辺町内の13人位であったと思う。城内全域を5区画に分け、さらに5区画をそれぞれ13区画に分割する。区画の境界はイソで表示していた。くじ引きで順番を決め、1番から順に刈る場所を決めていた。くじ引きの方法は、番号を書いたこよりを引いて決めるというやり方だった。くじ引きは年に一度だけしか行なわれなかつた。

従って、その年は決められた場所以外には刈ることができない。次年度は、またくじ引きで決めることになる。個人に割り与えられた場所は、責任を持って全部刈り取ることとされ、残してはいけないとになっていた。当時、お城の日常管理は行われておらず、河辺町内会が草刈りをするだけであった。その後、農家に耕運機が普及し始め、牛を手放す人が増えてきた。このため、草が不要となり、河辺町内の人もお城山の草刈りに行かなくなってしまった。」

5. 平成の草刈り

平成の草刈りは、津山城築城400年記念事業の協賛事業という位置付けで、平成16年8月28日（土）に行われた。イベントとは言え、昭和30年代初めに途絶えてから実に約半世紀ぶりの復活である。実施にあたっては、「河辺上之町お城山草刈り隊実行委員会」を組織し、3回の実行委員会を経て進められた。実行委員会のメンバーは22名で、構成は次のとおりである。

実行委員長　　末澤敏男

副　　々　　清水誠一、末澤牧造、中塚通孝

委　　員　　荒田　巖、池上行雄、神尾健二、神尾吉勝、清水信正、清水　稔、清水泰博、
　　末澤智弘、鈴木　勲、鈴木康之、鈴木義正、蓬郷義夫、中塚　章、中村正和、
　　福田鶴夫、森二三夫、森　幸男、行田裕美

以下、当日の行程と大まかな時間配分を紹介することにする。

- | | |
|------|----------------------------------|
| 7：00 | 河辺上之町に集合。山本助役、神崎教育長の激励のあいさつを受ける。 |
| 7：25 | 大八車2台を引いて出発。 |
| 7：45 | 兼田橋を通過。 |
| 8：10 | 東新町の城東地区観光駐車場に到着。10分間休憩。 |
| 8：20 | 出発 |
| 8：35 | 宮川大橋東詰を通じ北上。 |
| 8：50 | 津山文化センターに到着。休憩後、入城。 |

9：20～10：00 粿積橋北側の草刈り。
10：00～11：00 復元工事中の備中橋見学。
11：00～12：30 昼食、休憩。
12：30 出発
12：45 観光センター到着。
13：10 出発
13：20 宮川大橋を通過。
13：40 東新町の城東地区観光駐車場に到着。この場所で解散。大八車、刈った草を
軽トラックに積む。参加者も事前に用意しておいた車に乗り込み一路河辺を
めざす。
14：00 河辺到着。

6. おわりに

森氏時代に行われた「百姓の山上がり」施策に伴う藩の河辺村への対応は、松平氏時代になると
かり変化し、「河辺村にだけ与えられた特権」でなくなると同時に、逆に負担を強いられることもあった
ということができるかも知れない。

平成の草刈については、見学される機会に恵まれなかつた方のために写真を掲載した。当日の様子を
思い描いていただけたら幸いである。

最後になりましたが、三好尚子さんと乾貴子さんにはいつもの事ながら文献資料の面でお世話になり
ました。記してお礼申し上げます。



河辺上ノ町を出発



末沢建設前を通過



東新町を通過



勝間田町刈田酒造前で記念撮影



栗積槽北側での草刈（ちょっと一息）



栗積槽北側での草刈



草を積んで帰る（観光センター前）

津山城本丸御殿と表鉄御門の再建について

乾 貴子

1. はじめに

津山藩では作事方の記録がほとんど残されていないため、普請・作事に関する文献史料はまとまった形で残っていない。ただ、勘定方における御用日記である『勘定奉行日記』中において、作事方からの上申の記録を散見することができる^{※1}。同日記によると、城内の作事関係の記述だけでもかなりの件数にのぼっている。作事の内容は修繕や増改築を中心で、老朽化する城の維持と、必要に応じた建物の改造に追われていた様子がうかがえる。さらに、作事方の申出の内容を詳細に見ていくと、資材の供給や人足の調達、工事の進め方や費用などについて知ることができる。

そこで本稿では、文化6年（1809）に城内で発生した火災により焼失した本丸御殿と表鉄御門の再建の様相を、『勘定奉行日記』をもとに見ていくこととする。

2. 本丸御殿の再建

『国元日記』などの藩の記録、によると文化6年正月に本丸御殿及び表裏鉄御門、腰巻櫓などを焼失している。津山藩は直ちに幕府へ出火箇所の注進を行い、再建を願い出ており、同年8月に公儀何済となっている^{※2}。再建の経過は表1で示した通りである。

【表1】本丸御殿再建の経過

文化6年	正月	本丸御殿ほか焼失
	5月上旬	城内取片町人足引揚げ
	7～8月	小座村黒田山ほか領内各地より材木調達
	8月	焼失箇所の注進と普請について公儀伺
	8月末	整地（水盛貫打・地形土入削石）
	9月中・下旬	地鎮祭・新初
同7年	5月上旬	上棟式
	12月上旬	普請出来
	12月下旬	見分

『国元日記』、『勘定奉行日記』、『美作国津山城焼失付普請何経図（松平越前守）文化6年8月』より作成
以下、個々の作業工程別に、詳細を見ていくことにする。

（1）材木・木挽

表2は諸方面から物資や人足の調達の申出を示したものである。

【表2】調達の申出（不採用×・採否不明△）

備後表 100 枚	× 備前金岡青江弥三郎
紀州杉 100 本	△
その他御用立の品	△
瓦類	△（上之町）瓦屋喜七
塗物類	△杖突定助使組福井北左衛門
榎 1 本	△大笠東村善七
桜 1 本	△原口村兵藏

『勘定奉行日記』より作成

申出の中には、備前金岡の青江弥三郎のように、「今般之火災ニ付備後表百枚紀州杉百本とちゝニても御用立之方毫品請廻申度」との大規模な請負の申し入れが見られるが、こうした申出は例がなく、御用番の審議にかけられた末、却下する旨の沙汰を申渡している⁵³。つまり、他国商人による諸国からの買い付けは認めず、資材の調達は自国内で完結させようとした藩の意図がうかがえる。表3は材木の供給地を示したものである。

【表3】材木の調達

(数量不明)	小庄村黒田山（筏屋甚七請負）
楓 3本	中鶴多右衛門
楓 2本	久本三郎右衛門
松 2本	千年寺
松板 120間 5.6枚張	市場村兵助
松貫 130丁（当已年）	市場村七郎兵衛
松貫 120丁（来午年）	タ
松貫 100丁（当已年）	市場村仙藏
松貫 100丁（来午年）	タ
松上板 40間 5.6枚張	沢田村丈助
杉皮 5間ツフ	上横野下組理兵衛・同村儀左右衛門

『勘定奉行日記』より作成

表3中にある小庄村黒田山からの調達については8月朔日の記事として次のように記されている。

「一、小庄村黒田山ニ而筏屋甚七引請ニ而御普請木取越候之間小庄村入村御番所之内為致通行候間作事惣呑込送り書を以相通候様夫々江申達ス」

とあり、筏屋甚七の請負が決定している⁵⁴。次いで、同14日に、

「一、杉山御当山ニ相成候付は迄木挽相入置候處差出申度旨郡代ム懸合有之候付作事方江相談候処山番存所札候處彌程差置候趣ニ付來ル廿日迄専〔 〕等取片付可申其節者山番立合候様申付其後者不残引取らせ可申旨請負方へ申付候之間其旨及噂候旨作事方ム申来此段双席御普請用懸上原彦藏并郡代江も及等候事」

と記している⁵⁵。この記述によると、請負方が木挽を率いて入山し、「是迄相入置候」木挽を退去させ、御普請御用懸への旨を伝えている状況を記している。場所については明記していないが、小庄村黒田山から材木を調達することと、その請負人が決定した直後であり、この記述は筏屋甚七引請後に関係する諸役所へ指示を下したことを伝えているのかもしれない。

なお、木挽については他国からの参入が確認できる。例えば文化12年10月には「二丸ノ内有之桜ノ木焼木有之御用ニ可相立ものニ付木挽懸ケ木取仕置度候付備前木挽二丸へ入申度旨」との作事方の申出が「何済」となっている⁵⁶。備前木挽が城内で木挽きを行うことが許されていることがわかる。

(2) 石・石工

文化6年5月に「御石船取締」との記事が見えるが⁵⁷、石に関する記述はこれのみで詳細を知ることはできない。ただ、藩の御用普請に備前石工が関係している例が、比較的多く見られ、隣国との備前とのつながりが強かったことがうかがえる。把握した範囲では、以下の事例があげられる。

①寛政3年(1791)7月に芬子之間土蔵石垣を銀札場土蔵へ転用する際に、「いかた屋忠七」と「備前屋九十郎」の請負が見られる⁵⁸。

②寛政8年の京橋御門石垣改修では備前石工・備前児嶋石工が22貫余の見積を出している⁵⁹。

③文化14年の表鉄御門石垣普請では「備前石工惣兵衛」が見積を行っている。その後「元魚町〔 〕屋龟吉」請負の下に「同人手間之者備前児嶋石工庄太郎卯八」が編成され、普請が行われている^{註10}。

④文化14年4月の表鉄御門石垣普請で石工1名を増員しているが、その際に「備前児嶋石工多七」を勤員している^{註11}。

備前石工については、石の産地（花崗岩）との関係が考えられる。しかし、城内の石垣には基本的に津市大谷地内一带から切り出された凝灰岩が用いられていることからみて、瀬戸内から石を運搬した可能性は低いものと思われる^{註12}。

(3) 大工

文化6年9月に「御普請御用ニ付大工御門通札五拾枚請取度旨」を作事方より申し出ている^{註13}。普請開始にあたって大工の入城を許可するように要請していることがわかる。

本丸御殿再建には「御手大工」・「才許人」・「左官」・「中間」・「平中間」などの作事方支配の大工や^{註14}、御用達町人からの「大工手間指出」により編成された大工が関わっている^{註15}。大工の雇用形態や作事方における組織・支配系統に関する史料は少なく、ここでは触ることはできない。ただ、「御手大工」召抱は町奉行所で申し付けていることからも、町方大工が藩に召抱えられれば、「御手大工」と呼ばれていることが類推される^{註16}。

(4) 鍛冶

多田三郎左衛門が2月から金物直し出来分を指出している^{註17}。さらに4月からは「兼面鍛冶仕覚もニ付御焼失鉄もの直し〔 〕被仰付候ハ、可然旨」という中間頭の申出により、割場中間多左衛門へも金物直しを仰せ付けている^{註18}。

多田三郎左衛門は藩お抱えの刀工で、「出火之節焼身正宗鍛打直シ八寸九歩」のほか、表4に示したように各種金物直しを手がけている^{註19}。

【表4】多田三郎左衛門による金物直し

2月17日条	3月朔日条	3月11日条	7月3日条
環70	あんと11	有明あんとん1	焼身正宗鍛打直シ
懸金110	かすかい40	菜刀2	
坪210	鏡鏡共3	くわ2	
いなつま10	海老鏡鏡とも5	錆銅金とも1	
打かけ10	五とく4	燭台大小10	
折ひち20		掛とうだい13	
さかり金2		くわ1	
大坪10		錆銅金とも1	
大筒10		かま1	
並筒90		いなつま2	
細工小刀9		さし込坪13	
きり小刀5		鼻くりかね6	
火はし35		座付くわん坪1	
斧1		打釘9	
上火はし9		輪かけ金5	
銀象嵌入口1		なんばん掛金6	
		から臼かけ金21	
		坪金35	
		ひち11	
		からうす掛け金13	

『勘定奉行日記』より作成

この表に見るよう、同刀工が刀鍛冶以外にも需要に応じて各種鉄製品の製作を行なっている。同人による金物直しはかなりの点数に上っていることから、火災後の金物直しを彼が一手に請負、その下で

剣場中間多左衛門のような人物が鍛冶の経験者として雇用されたことが想像される。

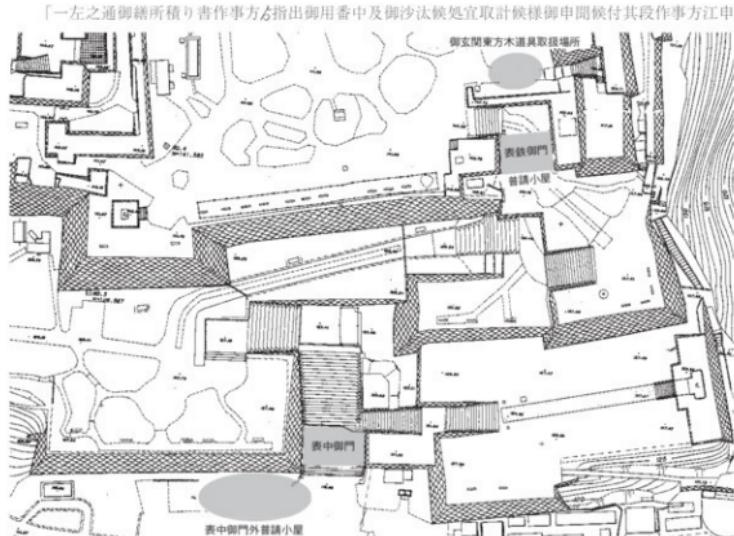
(5) 瓦

林田上之町には瓦屋が集住し、そこで領内で必要な瓦類を独占的に生産している²²⁾。藩の御用達瓦師としては赤染部（瓦屋）氏が知られるが、本丸御殿再建時の瓦の制作者については特定できない。瓦屋喜七が文化6年3月に「御火災ニ付御普請之節瓦鬼瓦之類不残指上度旨」と申出していることは確認できる²³⁾。ところが、この件については御用番中の沙汰を待つことになっており、同年7月に同人の「瓦品々指上度申出」について「御火災ニ付申出候趣奇特之事ニ候得共不及其儀段被仰出」との沙汰が下され、藩は同人の申出を断っている²⁴⁾。だが、この記事からだけでは、瓦屋喜七からの瓦類の提供を拒否したことを見ているのか、あるいは彼が瓦の調達に関与できなくなつたことを示しているのかは判断し難い。ただ、少なくとも、瓦屋喜七からの独占的な瓦類の「指上」が差止められた形となっていることは相違ないといえる。

3. 表鉄御門の再建

『美作国津山城焼失付普請何絵図（松平越前守）文化6年8月』によると、表鉄御門の部分については、「鉄門東西七間之處是迄之通建中度同所二階是迄東西拾三間南北三間之處今般東西九間南北三間ニ建中度右付四間減候廻狭間付堀懸申度候」との注記が見える。すなわち、2階部分を4間減らし狭間付堀を懸けるよう、設計の変更を伺出していることがわかる。

その後、公儀伺済となり本丸御殿の普請は直ちに始まるが、表鉄御門再建の動きは見られない。本丸御殿出来後の文化8年6月になってようやく、堀覆修繕46匁余の見積について次のような沙汰が下されている²⁵⁾。



第1図 表中御門・表鉄御門・普請小屋位置関係図

達ス

冠木御門外屏覆取緒御入用 百六拾九匁四分

表鉄御門外屏覆右同断 四拾六匁四分八厘

十三番御門外右同断 八拾五匁八分

切手御門外右同断 六拾八匁毫厘

四口メ三百六拾九匁六分九厘

七番御門外橘子縪 廿三匁四分

干飯槽入口庇シ柱式本元かへ 十一匁

メ」

この記事から、本丸御殿の再建を終了した後、表鉄御門・冠木御門・十三番御門・切手御門等の屏覆修復の費用について、何出の通りとする沙汰があったことがわかる。ただし、本丸火災の際に罹災していない門と併せて修繕の必要を申出したものであり、先の火災とは直接的に関係のないものと思われる。その後、文化12年11月中旬に、「一表鉄御門年割積書作事方旨指出」との記事が見えるので、この時に表鉄御門の修復に向けて準備が本格化していると考えられる²⁶。

以下、「勘定奉行日記」より普請の経過を順に追って見ていくことにする。煩雑になるので、まず工程・工期等を一覧できるよう、簡単に整理して示しておく。

【表5】表鉄御門・同脇石垣普請の経過

文化12年	11月中旬	年割積書が作事方から指出される
	11月下旬	津川御林より松10本伐採が決定
文化13年	4月上旬	表中御門外へ普請小屋設置を許可
	10月中旬	備前石工による石垣縦見積とする作事方の案を申出
	11月初旬	石垣築直し箇所の所見と見積を作事方が上申
	12月上旬	石垣改修につき公儀伺
文化14年	2月上旬	表鉄御門普請場所へ普請小屋設置を許可
	3月上旬	石垣改修公儀伺済の返答を受ける
	同	元魚崎[]屋亀吉請負（備前児嶋石工2名補佐）が決定
	同下旬	石垣築立開始
	4月中旬	備前児嶋石工1名増員
	5月中旬	表鉄御門鉄張部分の見積4貫目余が伺済となる
	7月下旬	金物直しのため御門下への輪の設置を許可
	8月中旬	ほぼ出来し、番人等の通行を許可
	8月下旬	石垣屏覆普請の来春開始が決定
	9月下旬	石段の地形直し
	12月下旬	表鉄御門御普請出来につき見分、來正月元日から通行を許可
文化15年	正月中旬	石垣屏覆の普請に着手

『勘定奉行日記』より作成

作事方より見積が提出された文化12年11月に材木の調達を手配している。すなわち、

「一表鉄門御普請追々可被仰付候付右御用意松十本於津川御林伐取置可然旨作事方旨申出有之御用
番中江申達候処御存も無之何相濟郡代江右之段通達」

との記事が見える²⁵。用材となる松10本を津川御林より調達する件について、御用番の裁許があつたことがわかる。「御普請追々可被仰付候付」と見えるように、すなわち、この段階ではまだ正式に普請の仰付は出ていない。なお、津川御林からの調達は、文化11年の東照宮造営の時にも行なっている²⁶。

同御林からの材木の調達が決定すると、表中御門の外へ搬入するよう、作事方より事前の申出があつた様子で、翌文化 13 年 4 月にその許可が作事方へ伝えられている。

「一表中御門外鉄御門御普請[]屋いたし指置度旨作事方^ム申出其段大目付へ申達候處申出通可取計旨達有之其段作事方へ申達」

とあり、木材をここに集積する段取りとなっている^㉗。文化 6 年の本丸御殿再建では表冠木御門より材木を搬入しているので、同様の経路で津川御林から切り出した松十本を城内へ運び込み、ひとまず表中御門外に備蓄したものと考えられる^㉘。

次に、表鉄御門左右の石垣部分の改修を計画している。同年 10 月中旬に、

「一鉄御門石垣繕考作事方へ達置候處備前石工惣兵衛へ積申付度ニ付惣兵衛御門通行之義作事^ム申出大目付江達」

と見え、備前石工惣兵衛が現地へ出張のうえ、石垣繕の見積を出すようにしたいとする作事方の意向が、大目付に伝えられている^㉙。この申出が実現したのか、翌 11 月初旬には、

「一表鉄御門脇之石垣囲面之通御門脇石垣繕築直し六百十匁余之積書指出致一見候處角石焼欠候而見苦相成候石二ツ三ツ有之此ままニ而も不相済と申ものニも無之候へ共表通ニ候へハ見苦ハ可有御座何分一見被致候上御取極有之度大目付へ申達置囲面も差出置候」

とあり、見積と併せて石垣築直し箇所の所見を作事方より大目付へ上申している^㉚。「囲面之通」に「御門脇石垣繕築直し」の場合の見積書（610匁余）を指出し、角石焼欠箇所について「角石焼欠候而見苦相成候石二ツ三ツ有之此ままニ而も不相済と申ものニも無之候へ共表通ニ候へハ見苦ハ可有御座」と申出ており、表通りにありながら焼け跡の放置を余儀なくされている様子がうかがえる。また、専門的な



写真 1 表鉄御門跡（南から）

見解を交えており、先月に見積のため現地を視察した備前石工惣兵衛の所見をふまえたものかもしれない。

石垣の改修について、公儀へ何出るのは翌 12 月初旬である。

「一表鉄御門左右石垣損候場所繕は被仰付候付 公儀へ御伺之画図認指出候様此間大目付申間作事江相達置候處出来ニ付二枚指出」

とあり、公儀へ絵図 2 枚を指出したこと記している^{〔3〕}。すでに、火災直後の文化 6 年 8 月に公儀へ焼失箇所の普請を何出ているが、その時は石垣部分の普請は何っていない。つまり、鉄御門再建を着工する段階になって、石垣の改修についてあらためて公儀へ何出るという手順を踏んでいくことになる。

石垣普請について公儀から許可の返答を受けるのは、3 カ月後の翌年 3 月で、「一表鉄御門石垣繕之場所公儀へ御伺相達候段大目付申間細川雄内へ達」とあり、大目付より作事方へ石垣修復の指示が出ている^{〔4〕}。この公儀伺済が伝えられるまでの間、すでに表中御門外の普請小屋とは別に材木集積場所への普請小屋設置の許可が下りている。

「一表鉄御門御普請追々取扱候ニ付其場所材木積有之所へ御普請小屋いたし度候旨作事申出大目付へ申間候處御用番へも御沙汰可申旨申間候付申述ル」

と見える^{〔5〕}。公儀から伺済の返事はまだ出でていないうちに、「追々御普請取扱候ニ付」という理由で、現場へ材木を運び込む作業を進めている。すでに表中御門外に小屋を設置しているので、表中御門外に一旦集積した資材を現場に移すことを申出しているものと思われる。

石垣普請が公儀伺済が伝えられた同じ日に、石垣改修の請負人が決定しており、次のように記している。

「一表鉄御門石垣取繕ニ付元魚町〔 〕屋亀吉へ請負申付同人手間之者備前児島石工庄太郎卯八御城内へ罷出候付御門通行之義作事方申出大目付へ達」

と見え、石垣の積み直しは領内町人の元魚町〔 〕屋亀吉請負とし、備前児島石工庄太郎・卯八の 2 名がこれを補佐している^{〔6〕}。ここでも備前児島石工の名が見えるが、先に見積を行なったのは「備前石工惣兵衛」なので、見積と工事の請負は別であったことになる。見積の後に改めて入札があったのかもしれない。

次いで、同月下旬には、「一鉄御門石垣築立候場所今日迄取候旨作事方届出候付大目付へ相届」との記事が見える^{〔7〕}。石垣築立開始を作事方が届出ており、同 13 年 11 月の見積提出から着工まで 4 ヶ月経過していることになる。着工から 3 日後には、

「一御玄関前東方ニ而鉄御門木道具取扱候之内目付役之者相詰候場所ニ御普請中相用度且又植込之内ニ石有之石垣ニ相用候付取越候而築立候時分新御屋敷御通行之妨ニ可相成ニ付裏下右通行可被遊哉細川雄内へ通達」

と記す^{〔8〕}。この大目付の申達から、玄関前東方を木道具取扱場所、供待を目付役の詰所としたことや、植込にある石を石垣に転用していること、新御屋敷からの登城は当分の間裏下御門より通行するものとしたことなどがわかる。

翌 4 月には、「一鉄御門脇石垣普請石工老人増入申度左之もの裏御門通行之義作事方申出其段大目付へ達」し、石工 1 名の増員にあたって「備前児島石工多七」を雇い入れることと、「表鉄御門御普請ニ付來ル廿日御門通行留り候様」とする作事方の申立が記されている^{〔9〕}。

続いて 5 月には、



写真2 表鉄御門西側石垣（写真左側の角石部
分が文化14年に積み直された箇所）
写真3 表鉄御門東側石垣（写真右側の角石部
分が文化14年に積み直された箇所）

「一表鉄御門冠木下上桁廻り鉄張り之義は迄如何いたし有之候哉区々ニ覺居候故今般者如何取計可申哉細川雄内申出大目付へ相候鉄張方宜旨申聞作事へ申達
一鉄御門御普請ニ付作事方才許人ニ相廻居候使組今日切掲人ニいたし候旨細川雄内申出小頭へ申聞ル」

とあり、御門の仕様の確認と同時に「作事方才許人」の引掲げが行なわれている^{注39}。次の工程へ移っていることから、石垣普請はこの辺で終了したのかもしれない。

さて、5月に石垣普請を終ると、7月には、

「一左之通作事方より書指出

表鉄御門冠木下不残扉まで鉄延板張立御入用メ武貫百三拾八匁

鉄御門鉄張 冠木之上梁はな込ミ板地ふく張立メ壱貫九百七十六匁

右冠木之上梁はな込ミ板地ふく張候義者下地御門張り不申様作事方一同相覺右ニ用イ候金具不相見今般之処先積りハ指出シ如何取計可申哉之旨申出有之右之趣大目付へ申達候処右之分不残
張立可申之旨申聞有之其段作事方江申達」

と記している。すなわち、作事方より指出された表鉄御門の鉄張の仕様及見積（4貫目余）が大目付伺済となっている^{注39}。

さらに、同月下旬には、

「一鉄御門金もの直しニ付御門下ニ而吹子立申度旨作事方伺出其段大目付江申達候處申出通可計旨相達其段申達」

と見え、金物直しのため御門下への輸の設置を許可している^{注40}。つまり、大がかりな鉄張作業のために、現地製作が必要であったことがわかる。

翌8月には、「表鉄御門余程出来」につき表御門番人の登城などの一部の者の通行を許可している^{注41}。しかし、この時点でもまだ作事は継続中であり、表鉄御門冠木上の狹間に蓋をする工事を始めている^{注42}。

この5日後に、狹間への蓋取付について、何済の旨を作事方に伝え、石垣擗覆普請（入用1貫目）の来春開始を決定している^{注43}。次いで、9月下旬に「一表鉄御門石垣縁地形直し作事申出御用所へ相候済」と見え、石段の地形直しに着手することになっている^{注44}。

そして、12月下旬に「鉄御門御普請出来ニ付來ル廿八日より通行」となる^{注45}。同28日には、「表鉄御門出来ニ付御用所見分」があり、来正月元日から通行を触達している^{注46}。こうして表鉄御門両脇の石

垣の改修と同御門の再建は完了するが、翌年正月中旬から同御門左右石垣壊覆の普請を開始している³⁷。

なお、同年9月には表鉄御門2階へ辰巳櫓内にあった荒物方の物置が引越³⁸、大納戸物置として利用されている³⁹。翌文政2年（1819）には、仕切を施した上で「御姫様道中役所」を同居させている⁴⁰。その後、元治元年（1864）に干飯櫓が御金蔵となると、同櫓の収納物もここに運び込まれることになる⁴¹。再建後の表鉄御門は主に物置として利用されることになる。

4. おわりに

本丸御殿火災後の再建過程において、藩在住の職人だけでなく、備前石工・同木挽を含む多様な請負の在り方が確認されることがわかった。この背景には、彼らのような他国職人の流入によって生じた領内町人・職人との厳しい競合関係が考えられる。そうした状況の中で、藩による大規模な普請のための入札が行われれば、自國・他国を問わず、零細な町人や職人では請負うことができなかつたのかもしれない。こうして、領内で技術や物資の供給を自己完結することが藩にとっては、理想であったとしても、諸々の事情から限界があることが、築城以来の城内の大規模な普請を通して、明白となったのではないだろうか。

[注]

- (1) 史跡津山城跡整備事業に伴い津山城関係の文献資料の悉皆的な調査が進められており、「勘定奉行日記」（以下「勘定」と略記する）の調査は三好尚子氏が主に担当されている。
- (2) 『勘定』文化6年正月20日条、『美作国津山城焼失付普請請荷絵図（松平越前守）』文化6年8月
- (3) 『勘定』文化6年3月朔日条
- (4) 『勘定』文化6年8月朔日条
- (5) 『勘定』文化6年8月14日条
- (6) 『勘定』文化12年10月13日条、同10月18日条
- (7) 『勘定』文化6年5月13日条
- (8) 『勘定』寛政3年7月3日条
- (9) 『勘定』寛政8年6月15日条
- (10) 『勘定』文化14年3月5日条
- (11) 『勘定』文化14年4月17日条
- (12) 表鉄御門の現況や史料の解釈については、文化財センターの行田裕美・平岡正宏のご教示を得た。
- (13) 『勘定』文化6年9月13日条
- (14) 『勘定』文化6年正月29日条
- (15) 『勘定』文化6年7月4日条
- (16) 『勘定』文化6年9月25日条
- (17) 『勘定』文化6年2月17日条、同3月朔日条、同3月11日条
- (18) 『勘定』文化6年4月11日条
- (19) 『勘定』文化6年2月17日条、同3月朔日条、同3月11日条、同7月3日条。なお、多田姓の刀工については「御指揮御腰物茶押型」（愛山文庫）に「賀勝 長巻足 五字の分アリ湧瀬亀文刃 表ニ多田賀勝 裏ニ享和三年八月日トナニ鑄ス」と見え、同人の略歴が記されている。それによると、「播州都路の荒也 俗稱多田莊七郎ト云 初頼徳院様思召ニて國工となるべき者を召遣給ふべき仰有リ 其頃勘定奉行植木左士包武天野郡太晴名等此命を蒙り 両人又太刀屋久次なるものをして姫路に往かしめ其事を談ス 莊七郎速ニ奉応命に寛政二庚戌年十月十六日來りて國工となる 其後大阪に至り尾崎助隣小門人となり 斎卒ヨリ帰郷シ 又黒田要人一志受ケ傳ふ所の相州正宗が嚴治といふ物を置ひ得 是よりして助隣傳相州傳兩様其需に応し販ふもの也 委は附録に出置申候」とあり、藩主康次の時にあたる寛政2年（1790）に藩に召遣えられていることがわかる。天保期には「多田泰治郎」の名が見え、天保12年（1841）に細川織之進より刀剣鍛冶伝を授けられ、亡父より「四郎左衛門」を襲名している（『吉戸日記』天保12年11月19日条、同29日条）。
- (20) 『津山の寺社建築』（津山市教育委員会、昭和63年）によると、林田上之町に瓦屋が集住し、同所での生産で領内の需要がほぼ賄われていることが指摘されている。また、赤染部氏の由緒については、森本謙三「津山城瓦の由来－赤染部九郎左衛門のこと－」（『津山朝日新聞』昭和51年7月16日）で紹介されている。また、『東作誌』（『新訂作陽誌 四 東南舞郡林田郷林田村』）には、「瓦屋小路」「瓦職場 職人 赤染部喜七」

の記載が見える。この瓦戸入赤染部氏は森氏入封に従って美濃国より美作国へ入封し、松平藩時代も御用瓦師として召抱えられている。

- (21) 『勘定』文化6年3月8日条
- (22) 『勘定』文化6年7月11日条
- (23) 『勘定』文化8年6月8日条
- (24) 『勘定』文化12年11月13日条
- (25) 『勘定』文化12年11月28日条
- (26) 『津山の社寺建築』（前掲書）26頁参照
- (27) 『勘定』文化13年4月8日条
- (28) 『勘定』文化6年9月23日条
- (29) 『勘定』文化13年10月18日条
- (30) 『勘定』文化13年11月5日条
- (31) 『勘定』文化13年12月5日条
- (32) 『勘定』文化14年3月5日条
- (33) 『勘定』文化14年2月11日条
- (34) 『勘定』文化14年3月5日条
- (35) 『勘定』文化14年3月25日条
- (36) 『勘定』文化14年3月28日条
- (37) 『勘定』文化14年4月17日条
- (38) 『勘定』文化14年5月13日条
- (39) 『勘定』文化14年7月3日条
- (40) 『勘定』文化14年7月28日条
- (41) 『勘定』文化14年8月13日条
- (42) 『勘定』文化14年8月23日条
- (43) 『勘定』文化14年8月28日条
- (44) 『勘定』文化14年9月28日条
- (45) 『勘定』文化14年12月23日条
- (46) 『勘定』文化14年12月28日条
- (47) 『勘定』文化15年正月18日条
- (48) 『勘定』文化15年9月17日条
- (49) 『勘定』文化15年10月9日条
- (50) 『勘定』文政2年正月21日条
- (51) 『勘定』元治元年10月7日条

印 刷 仕 様

紙 質 表紙 レザッククリーム 175 kg
本文 ニューエイジ 90 kg
D T P O S Windows X P Professional
DTP Adobe Indesign CS
国版作成 Adobe Illustrator CS
写真調整 Adobe Photoshop CS
Scanning 35 mm・6×7film EPSON GT-X 700
画面類 GRAPHTEC IMAGESCANNER TS7000
使用 Font モリサワ OpenType 基本7書体(じゅんPro、リュウミンProL-KL、見出ゴ
MB31Pro、見出ミンMA31Pro、太ゴB 101Pro、太ミンA101Pro、中ゴシ
ック BBBPro)
画像原稿 階調画像線数は175線

年報 津山弥生の里 第12号(平成15年度)

2005年3月31日発行

発行 津山市教育委員会
津山弥生の里文化財センター
〒708-0824
岡山県津山市沼600-1
TEL0868-24-8413 FAX0868-24-8414
印刷 (有)二葉
